

小浜市議会の議員定数、議員報酬に関する
検討結果報告書

平成30年12月

小浜市議会議会運営委員会

— 目 次 —

はじめに	P 1
検討項目	P 1
実施主体	P 1
これまでの変遷	P 1
委員会（検討会）等の開催状況	P 2
委員会（検討会）における論点ごとの委員の主な意見整理	P 3
政策討論会における議員の主な意見内容	P 6
議員定数、議員報酬に関する検討結果	P 7
おわりに	P 7

1. はじめに

本市の議員定数は、小浜市議会議員定数条例で18人と定められており、この議員定数18人により、平成19年4月以降、3回の市議会議員選挙が執行された。

その間、地方分権改革や地域主権改革が推進され、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、全国の各市議会では、議会改革や議会活性化の取組みとともに、議員定数、議員報酬等を議論する動きが活発化した。

そのような状況の中で、平成23年に地方自治法の一部が改正されたことにより、これまで人口区分に応じ定められていた議員定数の上限が撤廃され、各自治体が条例で定める仕組みへと変わり、議員定数については、地方自治法第91条の規定により、地方議会が自らの裁量と判断により決定することとなった。

一方で、本市議会では、分権時代にふさわしい議会を目指し、市民の意思を代表する機関として、市民とともに開かれた議会を実現するため、「小浜市議会基本条例」を平成24年12月に制定（平成25年4月施行）し、議会活動の活発化や議会機能の充実などの議会改革のための諸施策に積極的に取り組んでいる。

しかしながら、全国的に国民の政治への関心が薄れつつあり、本市においても、平成27年4月の市議会議員選挙では無投票となるなど、市議会への理解を深め、関心を高めていくことが最大の課題となっている。

こうした中、平成27年6月には、議長から議会運営委員会に対し、議員定数や議員報酬等、議会の在り方と議員の待遇など議会改革に関する諮問がなされた。

また、議会運営委員会において、議会改革を検討していく上での基礎資料とするため実施した市民アンケートや議会基本条例の検証・見直しにおいても、議員定数、議員報酬については検討すべき重要な項目であることを確認し、以下のとおり検討を行った。

2. 検討項目

議員定数、議員報酬に関すること

3. 実施主体

議会運営委員会6人

富永芳夫（委員長）、西本清司（副委員長）、牧岡輝雄、藤田靖人、三木尚、
垣本正直

※オブザーバー 議長：藤田善平（平成30年10月10日までは下中雅之）
副議長：小澤長純

4. これまでの変遷

（1）議員定数

平成15年～ 24人→21人

平成19年～ 21人→18人

(2) 議員報酬

平成 6年～	議長	月額／440,000円
	副議長	月額／370,000円
	議員	月額／350,000円

5. 委員会（検討会）等の開催状況

委員会では、議員定数等を検討するにあたり、基本的な考え方、進め方として、さまざまな観点から検討することとし、まず、検討する上での論点を洗い出し、論点ごとに検討を進めるとともに、全議員で構成する政策討論会を開催し、自由討議で出された意見を踏まえ、その検討結果を取りまとめることとした。

洗い出した論点である人口、地域単位、アンケート結果、有識者の意見、委員会数等市民に数字で見える方法、議会活動に必要な適正な人数など、19の観点から検討会では順次論点整理を行った。

【委員会（検討会）等の開催状況】

開催期日	内 容
第1回検討会 平成30年3月23日(金)	□定数等検討の経緯、現状などの情報共有について 定数等を検討していく上での経緯、現状などについて、基礎資料等（経緯、変遷、アンケート結果等）で情報共有を図った。
第2回検討会 平成30年4月23日(月)	□基本的な進め方および資料による分析について 定数等を検討していく上での論点の洗い出しを行い、論点ごとに検討を進めるとともに、各派代表者会を開催し、論点に関し意見を募ることを決定した。 また、議員定数と人口、財政力指数、類似団体等との比較資料および有識者等の意見などを分析した。
第3回検討会 平成30年5月8日(火)	□論点の整理および追加資料による分析について 各派代表者会を通じて集約した論点の整理と今後の具体的な進め方を決定した。 また、人口、職員数の動向、議会事務局職員数および議会定数と面積、小学校数等との比較資料を分析した。
第4回検討会 平成30年5月29日(火)	□追加資料による分析について 県内市町議員選挙年齢別立候補者、市議会議員の属性資料を分析した。
第5回検討会 平成30年6月28日(木)	□議員定数等の検討にかかる論点整理について 人口、面積、財政規模、類似団体の4つの論点から、各委員が意見を出し合った。

<p>第 6 回検討会 平成 30 年 7 月 10 日(火)</p>	<p>□議員定数等の検討にかかる論点整理について 地域単位、職員数、議会事務局職員数、一部事務組合等近隣自治体との関係、実数 17 人という現況、委員会数等市民に数字で見える方法、議会活動に必要な適正な人数の 7 つの論点から、各委員が意見を出し合った。</p>
<p>第 7 回検討会 平成 30 年 7 月 27 日(金)</p>	<p>□議員定数等の検討にかかる論点整理について 無投票を避ける、定数と無投票の関係、論理的なことと感情的なことを分けて議論、なぜ今定数・報酬を議論するかという根拠、女性の政治参加、若者の政治参加の 6 つの論点から、各委員が意見を出し合った。</p>
<p>第 8 回検討会 平成 30 年 8 月 20 日(月)</p>	<p>□議員定数等の検討にかかる論点整理について 7 月 25 日、8 月 7 日に開催された議員定数等に関する研修会資料およびアンケート結果、有識者の意見の 2 つの論点から各委員が意見を出し合った。</p>
<p>第 9 回検討会 平成 30 年 9 月 12 日(水)</p>	<p>□議員定数等の検討にかかる論点整理について これまでの検討会での議論を踏まえ、各委員が意見を出し合い、現時点での議会運営委員会の意見整理を行った。</p>
<p>第 10 回検討会 平成 30 年 9 月 28 日(金)</p>	<p>□中間報告内容の確認について 政策討論会で行う中間報告内容の確認を行った。</p>
<p>政策討論会 平成 30 年 10 月 16 日(火)</p>	<p>□議員定数、議員報酬について 議会運営委員会委員長の課題説明の後、中間報告内容に基づき、全議員で自由討議を行った。</p>
<p>第 11 回検討会 平成 30 年 11 月 2 日(金)</p>	<p>□政策討論会で出された意見等について 政策討論会で出された意見の答申への盛り込みおよび答申までのスケジュール確認を行った。</p>
<p>第 12 回検討会 平成 30 年 12 月 5 日(水)</p>	<p>□答申内容について これまでの検討会および政策討論会での意見を踏まえ、答申内容の検討を行った。</p>
<p>第 13 回検討会 平成 30 年 12 月 13 日(木)</p>	<p>□答申内容について 議長への答申内容の確認を行った。</p>

6. 委員会（検討会）における論点ごとの委員の主な意見整理

（1）人口（減少状況、将来人口）の観点

- ・平成 23 年の地方自治法改正により、人口に基づく議員定数の上限が撤廃されたことから、これまでのように必ずしも人口要件にとられる必要はないが、人口要件を考慮するならば、県内各市議会との比較で妥当性を判断すべきである。
- ・全国的な人口減少が進む中、小浜市も例外でなく、人口要件を考慮し議員定数を算出することには限界がある。人口減少に応じ議員定数を削減することにより、議

員の市民の代弁者としての役割、政策提言機能、監視機能の低下が避けられない。

(2) 財政規模・類似団体の観点

・全国的に議員定数が削減傾向にある中、市民の理解が得られる議員定数とする必要があり、現在の小浜市の定数18人は、財政規模、類似団体との比較において妥当な定数と考えられる。

(3) 地域単位（小学校区・まちづくり協議会など）の観点

・敬老会や小学校の卒業式などの地域の諸行事において、地域と議員は少なからずつながりがあり、市民の中には議員が地区の代表という意識が存在することから一定の考慮は必要であるが、議員が選出されていない地区もあり、市民の議員に対する要求度や満足度も変化してきている。

・議員は、特定の地域でなく、市民全体の負託に応えなければならない。議会基本条例においても、「地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指す」とされている。

(4) アンケート結果の観点

・昨年8月に実施した市民アンケート結果では、回答者の約半数から「議員定数が多い」との意見をいただいた。市民アンケートは市民感覚を表すものとして、その結果は率直に受け止める必要がある。

・市民アンケート結果では、市民への議会や議員活動の発信不足が感じられ、議会や議員の責務として、市民への議会活動の「見える化」に努めていくことが不可欠である。

(5) 有識者等の意見の観点

・「有識者は、定数は削減ありきではないという考えであり、削減により政策提言機能や監視機能の低下になってはいけない。そうなると、結果として住民のプラスにならない」としている。今後、地方議会の役割がますます大きくなっていくことから、議会、議員がその重要性を市民に理解をしてもらう努力が不可欠である。

・「全国市議会議長会では、議員定数を議論する場合、①常任委員会方式、②人口比例方式、③住民自治協議会方式、④議会費固定化方式の4つの算定方法が示されている」が、①の常任委員会方式の中で議論をするための適正な人数から検討することが最適である。

(6) 一部事務組合等近隣自治体との関係の観点

・一部事務組合議会の定数は、各構成自治体議会の議員定数で割り振りするので特に考慮すべきでないとする。

・以前、小浜市議会の定数変更に伴い、公立小浜病院組合議会や若狭消防組合議会の定数が変更していることを踏まえると、結果としてその影響は多少出てくる可能

性がある。

(7) 実数17人という現況

- ・ 議会運営がしっかりできているかどうかというのはその内容であり、議会力が低下していないかどうかである。現状は、執行機関に対するチェック機能が十分働いていない状況にある。
- ・ 定数削減により、議会機能が低下することは望ましいことではなく、議会機能の充実を考慮し定数の議論をしていく必要がある。
- ・ 17人の議員で議会運営されている現実を重視すべきである。

(8) 定数と無投票の関係の観点

- ・ 無投票を避けるにはどうすればよいかということから、定数の見直しという流れになったが、議論を進めていくと決してそうではなく、全国的な国民の政治離れが要因で定数と無投票は関係が薄いと考えられる。今後、市民の中から、特に若者や女性などの新たな人材を育てていくことが必要である。
- ・ 前回の選挙では無投票となったが、定数の削減により無投票が解消するものではなく、市民の市政に対する関心度を高めることが必要であり、そのためには、議会力、議員力の向上を図る必要がある。

(9) 委員会数等市民に数字で目に見える方法の観点

- ・ 現状の定数が多い、少ないというのではなく、市民に数字で目に見える説明として、議案等の専門的審査と調査を行う、実質的に議会の最も重要な役割を担う常任委員会数から定数を算出する方法が適切である。

(10) 議会活動に必要な適正な人数の観点

- ・ 議会は、二元代表制の一翼を担う者として、市民の多様な民意を市政に反映させなければならない。特に、その重要な機能の一つである常任委員会での討議に適した人数で算出すべきである。
- ・ 有識者では、1常任委員会数の委員数については、7～8人が望ましいとされているが、現在の2常任委員会では所管する範囲が広過ぎることから、今後常任委員会数の見直しも必要である。2あるいは3の常任委員会どちらになっても、柔軟に対応が可能な現在の定数が望ましい。
- ・ 現在の定数においてもしっかりとした政策提言機能や監視機能が果たせていないという感覚であり、削減することによりいっそう議会力が低下する恐れがある。
- ・ 「議員活動が見えにくい」、「できるだけ多くの市民の声を市政に反映する」という点では、議員定数は多い方が望ましく、ひいては市民福祉の向上につながる。
- ・ 議員を減らせば減らすほど、議会力が低下するといわれている。常任委員会の審査、調査が政策提言、監視機能といった議会の最も大切な部分であることを重要視し、議員定数を決定すべきである。

・多様な人材で構成された活発な議会を目指すためには、小浜市の緊縮予算の中で、現状の報酬体系で定数を増やすことは困難であるが、全国的に一般会計の約1%といわれる議会経費の範囲内で定数を増やしていくことも検討すべきである。

(11) 女性、若者の政治参加（立候補）の観点

- ・近年の議員定数の削減動向や将来の人口を考えると、定数削減の方向にウエイトがおかれるが、定数を下げることにより、逆に当選ラインが上がるなどそのハードルが高くなり、多様な意見を有する女性や若者が立候補しづらくなる。
- ・国では、議員のなり手不足を解消するため、議員の厚生年金加入のための法整備などが検討されているが、併せて、例えば、若者だけ議員報酬を上げるなど、若者が立候補しやすい環境を整えることが重要である。
- ・投票年齢が18歳に引き下げられたが、教育がどこまで浸透しているかが課題であり、その定着には時間がかかるが、政治が大切だという教育環境づくりが必要である。
- ・若者を立候補しやすくするためには、現在の制度そのものを変えていかなければいけない。使命感だけでは難しく、兼業を可能とするとともに勤務先の理解が得られるよう取り組んでいく必要がある。

7. 政策討論会における議員の主な意見内容

全議員で構成する政策討論会では、議会運営委員会委員長の課題説明の後、中間報告内容に基づき、全議員で自由討議を行った。その主な意見は次のとおりであった。

<現状維持>

- ・アンケートにも見られた定数削減という市民の声を真摯に受け止めなければならぬが、必ずしも議会の全ての内容を十分理解された上でのものではないと思われる。そのため、議会や議員の責務として、議会活動が市民によく見えるよう、理解してもらえよう努めていく必要がある。
- ・今後、政策提言機能や監視機能に重点をおいた常任委員会の運営を進めていく上で、常任委員会数の見直しが必要であり、2もしくは3どちらの常任委員会になっても、現在の定数18人を維持する方が柔軟な対応が可能である。
- ・無投票を避けるため、議員定数を削減することが逆に立候補者のハードルを上げることになり、必ずしも多様な層である新人や若者、女性の立候補につながらない。
- ・議員定数を削減することにより経費の削減につながるが、執行機関に対する監視機能が低下するとともに、議会、議員の責務や役割が十分果たせるかどうか疑問が残る。
- ・議会の動きが市民に見えていないのは、議会や議員が発信力に欠けていたことが大きな原因である。今回は定数を現状維持の18人とし、市民のために何ができるかを再考し市民の声を聞くべきである。
- ・これまで議員定数を決める上で人口要件が基本となっており、その要件が撤廃さ

れたものの、現在の人口で換算すると16人となる。しかし、今後、人口に合わせた定数削減には限界がある。

・これまで定数を減らしてきたことは、議会経費の削減にはつながったが、議会の活性化、開かれた議会、市民の議会としての役割を果たしてきたとは言えない。議員活動を通して、人数も報酬も必要であることを市民に訴えていく必要がある。

〈削減〉

・議会改革を進める上で、議員自ら身を切る改革という意味も含め、1から2名定数を削減すべきである。

・常任委員会の審査、調査の観点からは、現在の定数は必要な人数であるが、多くのさまざまな観点から総合的に判断すると今後削減していくべきである。

〈増員〉

・市民の多様な声を拾い、市政に反映するという点ではできるだけ定数は多い方がよい。ただし、議会経費は固定化し、将来的にもその方向で進めるべきである。

8. 議員定数、議員報酬に関する検討結果

平成30年3月23日から12月13日まで、延べ13回にわたる委員会（検討会）および政策討論会を開催し、小浜市議会における議員定数等の検討を重ねてきた。

委員会（検討会）では、現在の議員定数が適正か否かの判断について、さまざまな論点の中で、市民アンケートでの「議員定数が多い」という回答、議員自ら身を切る改革を進めるべきなどとの意見を考慮しつつも、常任委員会の構成や市民の多様な声の反映、議会機能の維持など、議会活動に必要な適正な人数を重要視し、現在の定数18人が適正との結論に達した。

なお、財政規模・類似団体等との比較、有識者等の意見、女性、若者の政治参加（立候補）などの観点からも定数18人が妥当という判断に至った。

また、議員報酬については、本来、議員定数と連動し検討を進めていかなければならない課題でもあるが、議員定数の議論に終始したことから、来期以降取り組んでいくこととする。

9. おわりに

近年、人口減少社会、少子高齢化の進展などにより、住民の需要は複雑・多様化するとともに、増大の一途をたどるなど、地方自治体は、時代の変化に伴う多くの行政課題に直面している。

二元代表制の一翼を担う地方議会は、執行機関の監視という機能はもとより、政策立案や議会改革に積極的に取り組むことが重要であり、地方議員に課せられた使命、責任を着実に果たすことが強く求められている。

こうした中、議員定数等を検討するための委員会（検討会）や政策討論会では、検討課題についての情報共有を図るとともに、幾度となく確認を取りながら、議員間の自由討議を中心に定数等にかかる議論を深めてきたと感じている。

これまで、小浜市議会では、タブレットの導入、政務活動費の後払い制、市民アンケートの実施、議会基本条例の検証・見直しなど、さまざまな議会改革に積極的に取り組んできた。

特に、議会報告会では、議員が地域などへ出向き、市民に直接議会の活動内容を報告し、意見交換で得られた市民の意見を議会活動に生かすとともに、市民に議会を身近に感じていただくなど、一定の成果がみられたものと考えている。

今後、さらなる議会改革を進める中で、審査、調査の充実を図るための常任委員会の在り方や、市民からの意見、要望等を広く聴取し、議会運営に反映させるための議会モニター制度の導入の検討、さらには、議会や議員活動の見える化、市民に議会に関心をもってもらうために取り組んでいくことが、市民の意思を代表する「市民とともに歩む開かれた議会」の実現につながるものと確信し、議員定数等にかかる検討結果をもって、議会運営委員会の答申とする。